

第二八条(留保) 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつすべての国に送付する。
2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3 留保は、国際連合事務総長に於て通告によりいふことが撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二九条(紛争の解決) 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に於て通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三〇条(正文)(略)

第五节(暫定措置) 1 委員会は、通報の受理の後本案の決定に至るまでのいずれかの時点で、関係締約国に対して、主張された違反の被害者について生じうる回復不能な損害を避けるために必要となる暫定措置を当該締約国が求めるように求める要請を、同国の緊急の考慮を促すために送付することができる。
2 委員会がこの条の1に基づき裁量権を行使する場合は、これは通報の受理可能性又は本案についての決定を予断するものではない。
第六六条(締約国への照会) 1 委員会は、通報が関係締約国に照会するまでもなく受理できないと考える場合に該当せず、かつ、個人が身元関係事項を締約国に明らかにすることに同意する場合に、この議定書に基づき提出された通報を内密に当該締約国に通知する。
2 注意を喚起された国は、六箇月以内に、当該事案について及び、当該国がとつた救済措置がある場合には、当該救済措置についての書面の説明又は声明を委員会に提出する。
第七七条(通報の検討) 1 委員会は、個人若しくは集団により又はそれらのために及び関係締約国により委員会の利用に供されたすべての情報に照らしてこの議定書に基づいて受理した通報を検討する。ただし、この情報は関係当事者に送付されることを条件とする。
2 委員会は、この議定書に基づいて通報を審議する場合に、是非公開の会合を開く。
3 委員会は、通報を審議した後、通報に関する委員会の見解を、通告がある場合には通告とともに、関係当事者に送付する。
4 締約国は、委員会の見解及び通告がある場合にはその通告に妥当な考慮を払い、並びに、六箇月以内に、委員会に対して書面による回答(委員会の見解及び通告に照らしてとつた措置についての情報を含む)を送付する。
5 委員会は、委員会の見解及び、通告がある場合には、当該通告に於て締約国がとつた措置については

316 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書(女子差別撤廃条約選択議定書)(抄)

採 択 一九九九年一月六日
附 属 議 定 書 第五四回会期決議五四/四
効力発生 二〇〇一年二月二日
日本国

この議定書の締約国は、国際連合憲章が基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約及び他の国際人権文書が性による差別を禁止していることを想起し、また女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「条約」という)において、締約国が女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意していることを想起し、すべての人権及び基本的自由の女子による完全かつ平等な享有を確保し並びにこれらの権利及び自由の侵害を防止する効果的な行動をとる締約国の決意を改めて確認して、次のとおり協定した。

第一条(個人通報に対する委員会の権限) この議定書の

の追加的情報(委員会が妥当と見なすものを含む)を条約第一条に基づく締約国の後の報告において提出するように要請することができる。

第八九条(情報に対する委員会の調査) 1 委員会は、締約国が条約に定める権利の重大な又は系統的な侵害を行っていることを示す信頼できる情報を受領した場合に、当該締約国に対し、当該情報の審議に協力し及びこのために当該情報についての見解を提出するよう要請する。
2 委員会は、関係締約国が提出することのあるすべての見解を他の信頼できる入手可能な情報と共に考慮した上で、一人又は二人以上の委員を指名して調査を行わせ及び委員会に緊急に報告させることができる。正当な根拠がありかつ関係締約国の同意がある場合には、調査には当該国の領域への訪問を含めることができる。
3 委員会は、2の調査結果を検討した後、当該調査結果を意見及び通告とともに関係締約国に送付する。
4 関係締約国は、委員会が送付した調査結果、意見及び通告を受領した後六箇月以内に、当該国の見解を委員会に送付する。
5 調査は内密に実施し、当該手続のすべての段階において関係締約国の協力を求めなければならない。

第九九条(調査に於てとつた措置の報告) 1 委員会は、この議定書の第八条に基づいて行われる調査に於て関係締約国がとつた措置の詳細を条約第一条に基づき当該国の報告の中に含めるよう締約国に要請することができる。
2 委員会は、必要とみなす場合には、第八条4に定める六箇月の期間の終了後に、当該調査に於てとつた措置を委員会に通報するよう関係締約国に要請することができる。
第一〇〇条(八条及び九条に対する留保) 1 各国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、委員会が第八条及び第九条に規定する権限

締約国(以下「締約国」という)は、第二条に基づいて提出される通報を、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という)が受理し及び検討する権限を有することを認める。
第二二条(個人通報の提出) 通報は、締約国の管轄の下にある個人又は集団であつて、条約に定めるいずれかの権利の当該締約国による侵害の被害者であると主張するものが又はそれらのものために提出することができる。通報が個人又は集団のために提出される場合には、当該通報は、通報者が個人又は集団の同意なしにそれらのものために行動することを正当化できる場合を除き、当該個人又は集団の同意がなければならぬ。

第三三条(受理できない通報) 通報は、書面によらなければならない。かつ、匿名であつてはならない。委員会は、ものについての通報を受理してはならない。
第四四条(受理可能性の確認) 1 委員会は、利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くしたことを確認しない限り、通報を検討してはならない。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合又は効果的救済をもたらさない場合は、この限りでない。
2 委員会は、次の場合には、通報を受理できないと宣言する。
(i) 同一の事案が委員会で既に審議されたか又は他の国際的調査若しくは解決の手続の下で審議されたかの若しくは審議されている場合
(ii) 通報が明白に根拠不十分であるか又は十分に疎明されていない場合
(iii) 通報が明白に根拠不十分であるか又は十分に疎明されていない場合
(iv) 通報が通報提出の権利の濫用である場合
(v) 通報の対象となる事実が、関係締約国につきこの議定書が効力を生じる前に生じた場合。ただし、当該の事実が効力発生の日以降も継続している場合はこの限りでない。

を有することを認めない旨を宣言することができる。
2 1の規定に従つて宣言を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもこの宣言を撤回することができる。
第一二三条(通報者の保護) 締約国は、自国の管轄の下にある個人がこの議定書に基づいて委員会に通報を行った結果として過酷な取扱い又は脅迫を受けないよう確保するためのあらゆる適当な措置をとる。
第一二四条(年次報告) 委員会は、この議定書に基づいて行った委員会の活動の要旨を条約第二二条に基づき年次報告に含める。
第一二五条(広報) 各締約国は、条約及びこの議定書を広く周知させ及び広報すること並びに委員会の見解及び通告についての情報(特に当該締約国に關係する問題に関するもの)へのアクセスを容易にすることを約束する。
第一二六条(署名、批准、加入)(略)
第一二七条(署名、批准、加入)(略)
第一二八条(署名、批准、加入)(略)
第一二九条(署名、批准、加入)(略)
第一三〇条(署名、批准、加入)(略)